第３　企画調整・市町村連携

第3　企画調整・市町村連携

1　地域保健医療推進プラン

(1)　東京都北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プランの概要

ア　策定の概要

東京都北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プラン(以下「推進プラン」という。)は、「東京都保健医療計画」等の趣旨を踏まえ、圏域の保健医療の現状と課題を明らかにして取組目標を設定し、保健所、市、医師会等関係機関・団体等が、市民参加を促進しながらそれぞれの役割に応じて連携と協働を図り、地域の保健医療を総合的に推進するための包括的な計画として平成15年度から平成29年度までは計画期間を5年間として、平成30年度から令和5年度までは計画期間を6年間として策定された。

令和6年9月に、令和6年3月の東京都保健医療計画、東京都感染症予防計画、東京都健康推進プラン21等の改定を踏まえ、令和6年度～令和11年度を計画期間とする推進プランを策定した。引き続き、住民、関係機関、行政が連携・協働し、推進プランの円滑かつ着実な推進を図っていく。

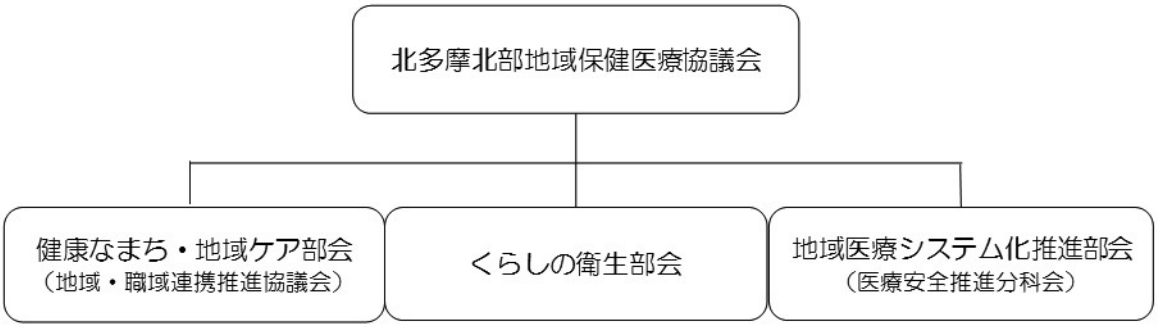
イ　推進プランの進行管理

推進プランでは、各項目に重点目標を選定し、その進行管理や評価のための指標を圏域独自に設定している。推進プランの進行管理は、北多摩北部地域保健医療協議会で行い、計画期間の中間年である令和8年度に中間評価、最終年である令和11年度に最終評価を実施する。

(2)　北多摩北部地域保健医療協議会

北多摩北部地域保健医療協議会は、圏域内の保健医療機関・団体や福祉関係機関・団体、市民の代表、学識経験者及び市から構成され、推進プランの推進及び進行管理を行っている。北多摩北部地域保健医療協議会は、健康なまち・地域ケア部会、くらしの衛生部会、地域医療システム化推進部会の3つの部会を設置している。(協議会の委員構成については、第7　附属機関等を参照。)

北多摩北部地域保健医療協議会の会議体系



〔表1-1〕北多摩北部地域保健医療協議会の開催状況

会　議　名	開　催　日	議　　事　　内　　容
北多摩北部地域保健医療協議会	令和7年10月8日	(1)　北多摩北部地域保健医療協議会について (2)　地域保健医療推進プランの進捗状況及び令和６年度各部会報告について (3)　課題別地域保健医療推進プランの取組について ア　職域及び大学における歯科健診受診勧奨事業 イ　Z 世代に向けた性感染症の予防行動推進事業 (4)　その他 学校保健と地域保健との連携会議
合同３部会	令和8年2月12日	1　３部会共通 (1)　保健医療協議会及び部会の進め方について (2)　地域保健医療推進プランの進捗状況について 2　各部会 (1)　健康なまち・地域ケア部会 ～生涯を通じた健康づくりについて～ ア　データで見た北多摩北部地域の現状 イ　＜西東京市＞健康ポイントアプリ「あるこ」について (2)　くらしの衛生部会　～食を通した健康づくりについて～ ア　多摩小平保健所栄養・食生活ネットワーク会議での取組 ～食からの健康づくりシンポジウムの開催～ イ　＜小平市＞協定締結企業と連携した取組 (3)　地域医療・システム化推進部会 ア　脳卒中医療連携推進事業について イ　糖尿病医療連携推進事業について ウ　歯科保健推進事業について

〔表1-2〕その他会議の開催状況

会　議　名	開　催　日	議　　事　　内　　容
学校保健と地域保健との連携会議	令和7年8月18日	(1) 子どもの自殺対策について (2) 感染症の動向について

(3)　課題別地域保健医療推進プラン

課題別地域保健医療推進プランとは「東京都北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プラン」における重点課題や新たな健康問題に具体的に対応するための課題別行動計画であり、令和7年度は下記事業を企画し、取り組んだ。

職域及び大学における歯科健診受診勧奨事業（令和6年度からの2か年計画事業）

ア　背景

歯科疾患は全身疾患と関連していることが報告されており、歯科疾患の代表であるむし歯(う蝕)や歯周病は、発症、進行してしまうと歯を喪失するリスクが高まり、食事や会話をする等の日常生活にも支障をきたしてしまうことがある。

学校保健安全法等関連法規によって歯科健診の実施が定められているが、それ以降の歯科受診は自主性に任せられており、進学や就職等の生活環境の変化により歯や口腔の健康への関心が薄れ、定期的な歯科受診の機会が減ってしまうことが考えられる。一方、令和6年度より健康増進法に基づき区市町村で実施する歯周病検診は、これまでは対象者が40歳以上であったが20歳と30歳を加えて拡大され、切れ目のない歯科健診の体制が整えられつつある。

生涯にわたり歯や口腔の健康を維持、増進するためには、若年層からかかりつけ歯科医を持ち定期的な歯科受診が重要となる。そのため、若年層からの普及啓発が求められる。

イ　目標

小平市内の大学に在籍する学生や勤務する教職員、小平商工会関係者等の口腔の健康に関する意識の向上を図る。

ウ　事業内容

・年度当初に検討会議を開催し、令和6年度の事業内容の振り返りや令和7年度の事業について検討するとともに、年度末の検討会議では2年間の事業の評価等を行った。
・口腔の健康に関するショート動画、ポスター及びステッカー等、普及啓発ツールを作成した。
・動画の配信、ポスター及びステッカーの掲示を行い、市内の大学や商工会等で普及啓発活動を行った。
　また、動画視聴後にアンケート調査を実施し、普及啓発活動の効果測定を行った。
・口腔の健康に関する普及啓発グッズ等を作成し、アンケート調査協力者に配布した。

エ　評価

令和７年度は前年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、ショート動画やポスター等の普及啓発ツールを作成し大学や商工会等で普及啓発を行った。その際に実施した普及啓発活動の効果測定のためのアンケート調査では、意識の向上を確認することができた。

事業実施後、商工会からは本事業をきっかけに身体の健康だけでなく、口腔の健康についても会員に対し引き続き普及啓発していきたいという声が挙がり、大学では学内で歯科健診を行うことを計画していることも伺えた。若年層の健康管理を担う側の歯科保健に対する意識の向上にもつながったが、一過性で終わらせるのではなく、今後も継続して普及啓発していくことが重要である。

多摩小平保健所では今回の取組を踏まえ、引き続き職域や大学生を中心に口腔の健康に関する意識の向上を図り、市民の口腔の健康の維持増進に寄与していく。

アンケート調査結果(一部抜粋)

■動画視聴後のアンケート調査

職域（市内大学5校に勤務する教職員と小平商工会会員）と大学生（市内大学5校に在籍する学生）合計622名から回答を得た。（有効回答数：613件）

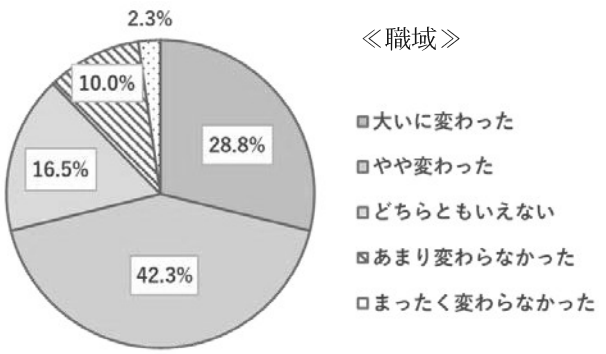
≪職域≫

年齢：平均年齢 50.1歳　性別：男性 40.8%、女性 57.7%、回答したくない 1.5%

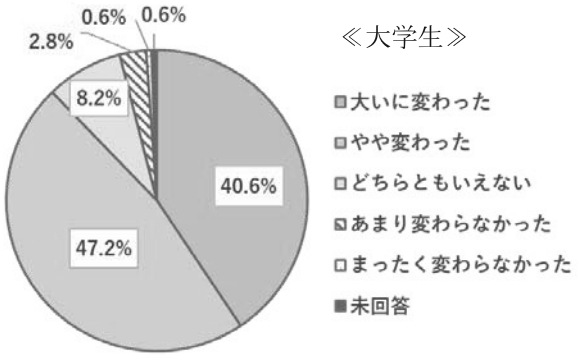
≪大学生≫

年齢：平均年齢 20.3歳　性別：男性 23.9%、女性 73.3%、回答したくない2.0%、未回答 0.9%

動画を見て歯や口に対して意識が変わりましたか。



≪職域≫



≪大学生≫

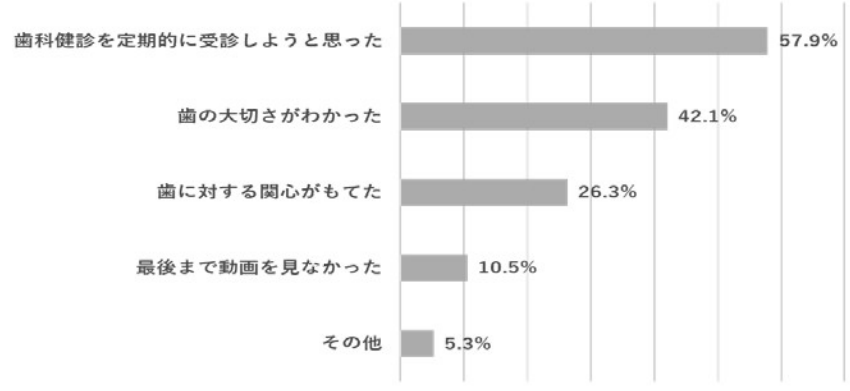
「大いに変わった」、「やや変わった」と回答した者は、職域で71.1%、大学生で87.8%だった。動画を見た感想として「歯の大切さがわかった」と回答した者が職域、大学生ともに最も多かった。

■令和7年度　小平市成人歯科健診に関するアンケート調査

令和7年11月17日（月曜日）から令和8年2月28日（土曜日）までに小平市歯科医師会会員が在籍する歯科医院において、小平市成人歯科健診を受診した者の内合計22名から回答を得られた。（有効回答数：19件）

年齢：平均年齢 26.6歳　性別：男性 31.6%、女性 63.2%、回答したくない 5.3%

動画を見た感想を教えてください。



「歯科健診を定期的に受診しようと思った」（57.9%）と回答した者が最も多く、次いで「歯の大切さがわかった」（42.1%）、「歯に対する関心が高まった」（26.3%）が続いた。

Z 世代に向けた性感染症の予防行動推進事業（令和6年度からの2か年計画事業）

ア　背景

東京都内の梅毒の報告数は、令和3年は2,451件、令和4年は3,677件、令和5年は3,699件と急増し、年齢階級別・性別報告数では男性は20～50代、女性は20代が中心で、Z 世代等若い世代を中心に広がっている。令和5年度の管内大学での感染症予防啓発実施時、大学職員から「性行為により性感染症に罹患することを知らない学生もいる」との声が掛かり、Z 世代で適切な性感染症予防行動がとれていない可能性があると推測された。また、当所の性感染症検査受検者は50代以上が約半数を占め、若い世代の受検が少ない。そこで、効果的な普及啓発により Z 世代が性感染症の知識を習得し、予防・受検行動につながるよう本事業を開始した。

イ　目標

『Z 世代が性感染症を身近な課題と捉え、正しい知識を習得し予防・受検行動につながる』

令和 7 年度：a）性感染症予防に関する啓発動画を制作し、視聴者に予防・受検行動を促す。

b）動画視聴後のアンケート調査結果を基に関心度や認知度、意識の変容等を評価し、更にターゲット層に届きやすい啓発活動につなげる。

ウ　事業内容

(ｱ) 動画制作

a）動画内容検討会（WEB）：令和 7 年 5 月～6 月に 2 回開催

管内大学の講師を助言者にした検討会を開催した。令和 6 年度に実施した、性感染症の認識や予防行動、検査や受診に影響する要因等に関する Z 世代へのアンケート調査結果を反映させるとともに、動画内容や構成、イラストのテイストやナレーション等について意見を聴取し、学生団体の協力により、予防・受検行動につながる動画『若者で流行中⁉#検索するより検査しよう!』を制作した。動画は「同じ目線に立ち共感を引き出せるようなメッセージがよい」等意見を参考に、Z 世代が抵抗なく視聴できるよう工夫し、SNS に投稿した。動画 URL：https://tokyodouga.metro.tokyo.lg.jp/vghr5smld-e.html（R8.4 現在アクセス可）

b）動画制作報告会（WEB）：令和 7 年 10 月 29 日開催

動画完成後、管内大学・高校の保健担当職員、市健康主管課職員等を対象に、本事業の取組や動画内容を報告し、今後の普及啓発活動に向けた意見交換を行った。

(ｲ) グッズ制作：普及啓発用に動画二次元コード付きステッカー、コンドームケース等制作

(ｳ) 動画普及啓発キャンペーン

a）大学：許可が得られた 1 大学の学園祭で学生団体と協働して来場者に動画視聴を披露。
4 大学で学生に動画掲載チラシ配布、動画視聴後のアンケート回答協力を依頼

b）高校：養護教諭等を通じて、校内洗面所等へのステッカー貼付を依頼

c）鉄道会社：許可が得られた大学最寄り駅を中心に駅構内へのステッカーを貼付

d）医療機関：管内 522 か所にステッカーと同デザインのポスターを配布

e）管内 5 市：市健康主管課、スポーツ施設、公共施設、商工会にステッカー貼付を依頼

エ　評価

(ｱ) 動画視聴後アンケート　〔表 1-3〕アンケート調査の概要

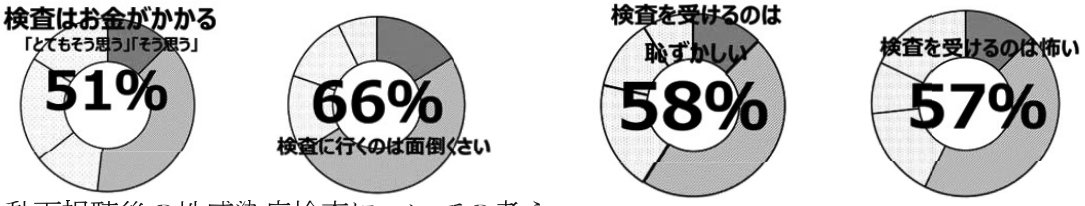
目的	動画視聴後の意識の変化、行動変容の明確化。効果的な媒体を知り、今後の普及啓発活動へ活用。		
方法	Microsoft Forms による Web アンケート（QR コード付きチラシを配布）		
期間	令和 7 年 10 月 18・19 日、11 月 19・21 日、12 月 1・8 日、計 6 日間		
対象	学園祭来場者、管内の大学生		
回答状況	回答数	＜回答者属性＞　①性別	②年齢
	70 名	女性 77%、男性 20%、無回答 3%	Z 世代(15～29 歳まで)80%【56 名】、30～50 代 20%

～Z 世代回答者【56 名】の主な調査結果～

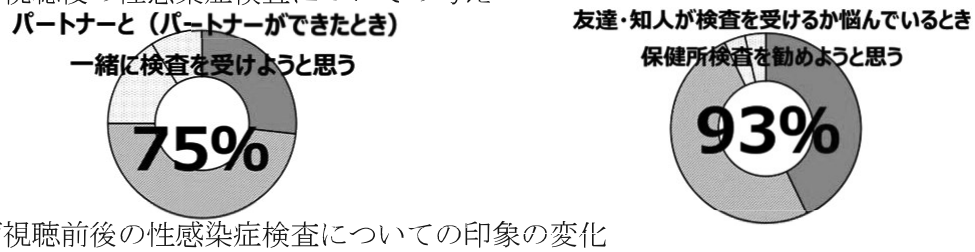
a）動画内容、動画時間

内容は「大変わかりやすい」「わかりやすい」87%、時間は「適切である」82%であった。

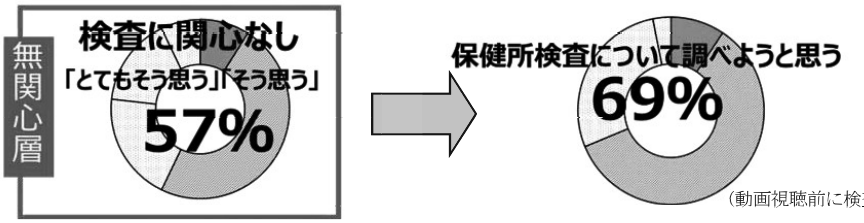
b）動画視聴前の段階での性感染症検査に対する印象



c）動画視聴後の性感染症検査についての考え

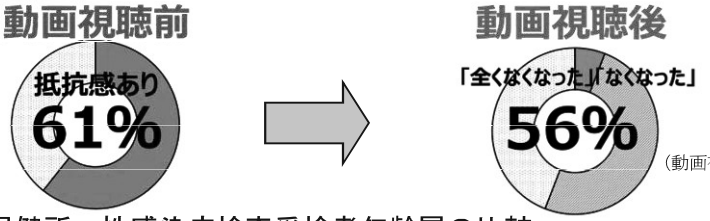


d）動画視聴前後の性感染症検査についての印象の変化



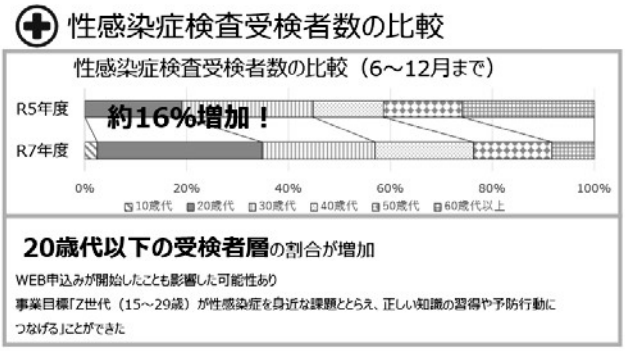
（動画視聴前に検査に無関心だった対象者 n=32）

e）動画視聴前後の性感染症検査への抵抗感の変化



（動画視聴前に抵抗感があった対象者 n=34）

（イ）多摩小平保健所　性感染症検査受検者年齢層の比較



当所の性感染症検査受検者層を事業開始前の令和 5 年度と令和 7 年度で比較すると、Z 世代である 20 代までの受検者層割合が約 16%増加した。令和 7 年度の WEB 検査申込開始による影響の可能性もあるが、動画視聴した Z 世代が、性感染症を身近な課題と捉え、正しい知識を習得し予防行動につなげることができた結果であると考える。

オ　まとめと今後の取組

動画視聴により、Z 世代が性感染症を身近な課題と捉え、受検行動を促すことができた。検査の具体的イメージを思い描けたことが心理的ハードルを下げ、受検者数増加につながったと考えられ、Z 世代受検者層の割合が約 16%増加した。また、動画内容は無関心層にも検査を受けてみようという動機につながる効果があると分かった。一方、YouTube や東京動画での公開、公共機関等での二次元コード貼付という方法では無関心層へのアプローチが難しいことも判明した。動画は Z 世代にとってわかりやすく、視聴により性感染症の不安がある際に保健所検査を選択肢にすることを周知でき、受検者数増加にも一定程度寄与することが分かった。Z 世代の目に留まる啓発方法は SNS が効果的であり、本事業を通して築いた大学や高校、職域との連携を活用しながら今後も SNS を効果的に活用した啓発を継続していきたい。

2　広報・普及啓発

(1)　広報紙等の発行

保健衛生知識や日々の健康づくりに役立つ情報の提供を目的に、広報紙「あなたにおくる健康情報」を各回10,000部ずつ年3回発行している。主として圏域5市（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）の協力を得て窓口等で配布している。

令和6年度からページ数をこれまでの2ページから4ページに増やし、内容の充実を図っている。

〔表2〕広報紙「あなたにおくる健康情報」の主なテーマ

６月発行	熱中症対策／受動喫煙対策／プールの安全と衛生
11月発行	加湿器の衛生管理（レジオネラ症予防対策）／薬の適正使用について／健康サポート薬局・地域連携薬局等について／医療に関するお役立ち情報
２月発行	おなかの風邪と食中毒の密な関係／おいしく食べて、健康な食生活を！／長引く咳。それ、結核かもしれません／あなた自身や身近な方を守るためにできること

(2)　ホームページ

保健所の事業等を広く住民に周知するため、その媒体の一つとしてホームページを開設し、管理している。令和７年度は、保健所事業のＤＸ化の一環として、環境衛生に関する各種届出について、「LoGo フォーム（ロゴフォーム）」を利用した電子申請受付を開始した。

また、トップページのカルーセルを活用し、歯科保健や性感染症の啓発動画の案内を実施した。

(3)　事業概要・保健医療福祉データ集の発行

保健所の事業内容及び事業実績を取りまとめ、関係機関等に配布している。

また、圏域の人口動態、保健、医療等のデータを体系的にまとめた「保健医療福祉データ集」を作成し、保健所ホームページに掲載している。

(4)　その他

ア　市報への掲載依頼

圏域5市の協力により月2回発行の市報を通じて行事予定等、事業の周知を図っている。

イ　情報ルームでの展示等

圏域内住民への健康情報の提供を目的に、保健所1階の情報ルーム等において、期間・テーマを定めた健康情報の企画展示やパンフレットの配布などを行っている。

3　情報公開

東京都では、「東京都情報公開条例」に基づき、開示請求による公文書の開示や、積極的な情報公表・情報提供を行っている。当保健所においても公文書開示請求の窓口を設置して住民その他関係機関からの公文書開示請求に応じるとともに、「東京都公文書の提供に関する実施要綱」に基づき、インターネット経由で公文書情報を提供するサービスを行っている。

また、都におけるオープンデータ推進事業の一環として、東京都が設置している保健所において食品営業許可を取得した施設の情報を、東京都公式ホームページ上で公開している。

このほか、法令等の定めに基づく行政機関からの照会に対し情報提供を行っている。

〔表3〕情報公開状況　　（令和7年度）

区　分	請求件数	内　訳	
公文書開示請求	114	診療所等開設関係	141
		環境衛生関係	110
		薬事関係	60
		食品衛生関係	34
		その他	0
		計	345
公文書情報提供サービス	65	診療所等開設関係	71
		環境衛生関係	16
		薬事関係	73
		食品衛生関係	0
		その他	0
		計	160
行政照会等	93	診療所等開設関係	38
		環境衛生関係	17
		薬事関係	13
		食品衛生関係	66
		その他	0
		計	134

（注）1件の請求により複数文書を請求される場合があるため、請求件数と内訳は一致しない。

4　統計調査

保健衛生行政を推進するための企画及び実施上の指針として、また、行政効果を把握するための基礎資料として、次の統計調査を行っている。

(1)　人口動態統計

人口動態統計調査

出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の各届出書に基づいて、市町村長が人口動態調査票を作成し、保健所で審査・集計の上、毎月都知事を経由して厚生労働省に提出している。

人口動態統計は、この調査票を基に人口の動的事象を統計的に把握したもので、行政施策の立案や学術等に広く利用され、人口集団の動向を知る上で重要な役割を果たしている。

(2)　衛生統計

ア　地域保健・健康増進事業報告

地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的としている。

イ　医療施設動態調査

医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とし、毎月調査を実施している。

(3)　その他各種統計調査

国民の健康の実態、医療関係者の分布状況、生活環境の実態等を把握し、広く厚生労働行政の基礎資料とするため各種統計調査を実施している。

〔表4〕その他各種統計調査

調　査　名　称	目　　的	調査日	対　象
国民生活基礎調査 （大規模調査）	厚生行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るため、国民の保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的事項を調査する厚生労働省の基幹統計である。大規模調査は3年ごと、小規模調査は大規模調査の中間年に実施している。	令和7年6月5日	12地区 666世帯
2025年社会保障・ 人口問題基本調査 （第17回出生動向基本調査）	国内の結婚、出産、子育ての現状と課題を調べるために、ほぼ５年ごとに実施している全国標本調査。大きく変化しつつある結婚ならびに夫婦の子どもの産み方の動向を見極めるとともに、その関連要因と変化メカニズムを究明することを目的とする。	令和7年6月30日	8地区 426世帯

5　研修・教育

(1)　市町村等支援研修（圏域研修）

保健・医療・福祉関係者の一層の資質向上とともに、ネットワークづくりや連携の強化を図ることを目的として、管内における地域保健福祉の状況と地域ニーズを踏まえた研修企画を行い、教育、研修機能の充実を図っている。

〔表5-1〕市町村等支援研修（圏域研修）

実施日	対　象　者	参加者数	実施方法	内容及び講師
令和7年 7月18日	圏域5市健康主管課、防災主管課、高齢主管課、保育主管課及び教育主管課等の職員等	15人	集合開催 （多摩小平保健所）	市町村等支援研修(災害対策編) 「避難所での感染拡大から住民を守る～感染症対策の基本とおう吐物処理の実践～」 ・講義、演習・実技（おう吐物処理） ・講師：多摩小平保健所 地域保健推進担当課長 多摩小平保健所保健対策課感染症対策担当
令和7年 10月3日	圏域5市、多摩小平保健所に勤務する保健師（採用1年目）	14人	集合開催 （多摩小平保健所）	保健師人材育成研修（新任期保健師向け） 「「困った」を乗り越えるために ～保健師活動の中で感じるモヤモヤを解決しよう～」 ・講義、グループワーク ・講師：東京都医学総合研究所社会健康医学研究センター 心の健康ユニット主任研究員　新村　順子　氏
令和7年 11月13日	圏域5市健康主管課、防災主管課及び災害時に避難所を所管する部署の職員等	23人	集合開催 （多摩小平保健所）	市町村等支援研修(災害対策編) 「イメージしよう！発災時、なにが起こる？～市民の健康を守るために、必要なこと～」 ・講義、演習（HUG ゲーム） ・講師：多摩小平保健所 地域保健推進担当課長 多摩小平保健所市町村連携課企画調整担当 多摩小平保健所市町村連携課市町村連携担当
計　3　講座		52人		

(2) 実習生受入れ

地域の保健医療等を担う人材、及び公衆衛生について理解のある保健医療関係者育成のために、大学等からの依頼に基づき学生等の実習を実施している。

令和7年度、保健師学生は1校から8人、管理栄養士は1校から28人、歯科衛生士は1校から70人の実習生を受け入れた。

〔表5-2〕実習生指導状況

対　象	学　校　名	実　施　期　間	指導人員		指導内容等
			実	延	
保健師学生	杏林大学	令和7年5月26日～6月6日	2	20	事業見学、講義、家庭訪問同行、市事業見学、カンファレンス等
		令和7年6月23日～7月4日	2	20	
		令和7年7月7日～7月18日	2	20	
		令和7年7月22日～8月1日	2	18	
小　計			8	78	ー
管理栄養士学生	日本女子大学	令和7年5月19日～7月23日	28	168	保健所事業見学、市事業見学、課題研究等
小　計			28	168	ー
歯科衛生士学生	学校法人 健映学園 東京西の森歯科 衛生士専門学校	令和７年７月 15 日	70	70	集中講義、症例検討
小　計			70	70	ー
合　計			106	316	

(3) 医師臨床研修受入れ

将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識し、保健所の役割を理解するとともに、地域保健及び公衆衛生活動に関する基本的な態度、考え方を身につけることを目的に、平成16年度から医師臨床研修生の受入れを開始している。なお、令和元年度以降、受入れ実績はない。

(4) 医学生保健所実習受入れ

将来の公衆衛生医師の人材確保に向け、広く公衆衛生医師の認知度を向上させることを目的に、東京都では、平成26年度から希望のあった大学からの医学生の受入れを実施している。

〔表5-3〕令和7年度実習状況

学校名	受入日	人数	実習内容等
慶応義塾大学	9月18日 9月19日	4人	事業見学、講義
東京女子医科大学	11月18日	4人	事業見学、講義
東京女子医科大学	11月27日	4人	事業見学、講義

(5) 健康教育

地域住民を疾病等から守るため、健康な状態で予防措置がとれるよう、衛生思想を普及させることを目的に、健康教育を実施している。

主に、地域関係者等に向けての講演会、集団健康教育等を行っており、実施に当たっては、視聴覚教材やパンフレット等を活用し、教育内容の充実に努めている。また、所内各担当で開催している研修・講習会等について、所内で共有化を図り、効果的な運営に努めている。

〔表5-4〕健康教育実施状況

区　　分	総　数		会　場			
	回数	参加者数(延)	所　内		所　外	
			回数	参加者数(延)	回数	参加者数(延)
令和6年度総数	86	4,837	54	3,053	32	1,784
令和7年度総数	93	4,189	58	2,612	35	1,577
感　染　症	9	201	4	96	5	105
(再掲)エイズ	－	－	－	－	－	－
(再掲)結核	1	32	－	－	1	32
精　　神	－	－	－	－	－	－
難　　病	－	－	－	－	－	－
母　　子	－	－	－	－	－	－
成人・老人	－	－	－	－	－	－
栄養・健康増進	14	573	14	573	－	－
歯　　科	4	259	4	259	－	－
医事・薬事	12	822	5	615	7	207
食　　品	42	1,610	23	599	19	1,011
環　　境	9	672	5	418	4	254
そ　の　他	3	52	3	52	－	－

※書面開催、オンライン開催も所内回数に含む。

※参加者数（延）については、オンラインでの視聴回数を含む。

6　市町村連携

今後、新興感染症が発生した際に、都保健所が地域保健の広域的・専門的・技術的拠点としての役割・機能を果たせるよう、都は、令和4年11月に「感染症対応を踏まえた都保健所のあり方検討会」を設置し、令和5年8月末に、組織体制や業務運営等のあり方等について取りまとめた。

このことを踏まえ、都保健所と市町村等関係機関との連携を強化すべく、令和6年4月より市町村連携課を新設し、これまで以上に地域の健康課題等の解決に取り組んでいくこととした。

(1)　保健医療政策区市町村包括補助事業

東京都は、市町村が行う地域の実情を踏まえたきめ細かな保健施策を支援し、多摩地域及び島しょ地域の保健医療施策を総合的に向上させることを目的として、平成16年度に、従来から行われてきた人的支援及び技術的支援に加え、新たに財政的支援を行うものとして「市町村地域保健サービス総合支援事業」を創設した。また、市町村支援に関する事務を担うため、保健所に市町村等連絡調整担当係長を配置した。その後、三位一体改革による税源移譲等地方分権の動きが進む中、平成19年度には、従来から実施している各種補助事業を包括化し、4つの包括事業として再構築した。さらに、平成21年度には、施策ごとの基盤整備・サービスの充実をあわせた一体的な制度に再構築し、5つの包括補助事業とした。(医療保健政策、高齢社会対策、障害者施策推進、子供家庭支援、地域福祉推進)

なお、令和6年度から名称が「保健医療政策区市町村包括補助事業」に変更されるとともに、「小児初期救急平日夜間診療事業補助」が組み込まれた。

ア　事業の概要

本事業は、身近な地域医療・保健の実施主体である区市町村が、地域の実情等を踏まえたきめ細かな医療・保健サービスを展開するため主体的に実施する保健医療分野の事業に対し、支援するものである。補助率は、先駆的事業が10分の10、選択事業が2分の1、一般事業がポイント制による補助となっている。

イ　補助対象事業

(ｱ)　先駆的事業

保健医療分野の新たな課題に取り組む試行的事業で都が例示するもののほか、区市町村の創意工夫によるもの。

(ｲ)　選択事業

都が目指す保健医療政策の実現を図るために列挙する事業から、区市町村が選択して実施するもの。また、区市町村が地域の特性を踏まえ、保健医療分野において独自に企画して実施するもの。

(ｳ)　一般事業

市町村が自主的に取り組む次の事業

①　初期救急事業　　②保健医療サービスの充実に資する事業

〔表6〕令和7年度　保健医療政策区市町村包括補助事業実績　（単位：件）

市町村名	先駆的事業	選択事業	一般事業	計
小　平　市	2	23	2	27
東 村 山 市	－	19	2	21
清　瀬　市	2	24	2	28
東久留米市	－	11	4	15
西 東 京 市	1	16	3	20
計	5	93	13	111

(2)　補助金審査

保健所では、市町村が実施する各種保健事業に対する都の補助事業の窓口として、令和7年度は以下の補助金の審査事務を行った。

これは、市町村に対する補助金窓口を一本化することにより、一層市町村との連携を強化し、地域の保健サービス水準の向上を図ることを目的としている。

ア　健康増進事業

健康増進法等による健康増進事業に係る都補助

イ　予防接種に関する事業

予防接種健康被害者救済措置に係る都負担（補助）

(3)　市町村の地域保健医療に係る計画の策定支援

圏域各市の各種委員会、協議会等への職員の派遣

(4)　地域保健医療に係る市町村との連携強化及び支援

5市・保健所連絡会、5市・保健所リーダー保健師連絡会、意見交換会、情報共有ツールをはじめとした情報提供・情報収集、市町村事務に係る相談・指導等

7　健康危機管理

(1)　健康危機管理対策

ア　背景

地下鉄サリン事件（平成7年3月）、毒物混入カレー事件（平成10年7月）等、原因ごとの個別マニュアルでは対応が困難で、初期段階では原因を特定することができないような健康危機の発生に備え、都は、平成11年5月に「東京都衛生局健康危機管理対策基本指針」を、平成12年4月に「東京都衛生局健康危機管理マニュアル」を策定した。（平成18年3月・平成25年3月「東京都福祉保健局健康危機管理マニュアル」改定。）

また、平成13年9月にアメリカで起きたテロ事件を契機に、都は平成16年3月に「東京都 NBC 災害対処マニュアル」を作成した。

イ　北多摩北部保健医療圏における取組

北多摩北部保健医療圏においては、NBC災害等に備え平成14年10月、NBC災害関係機関連絡会議を設置し、関係機関との連携強化に努めるとともに、平成16年11月、同連絡会議を改組し、北多摩北部健康危機管理対策協議会を発足させた。平成17年3月には「北多摩北部保健医療圏健康危機管理計画」を策定した。

また、平成20年2月に「北多摩北部保健医療圏健康危機管理マニュアル」を策定。同年3月「多摩小平保健所健康危機管理マニュアル」の改定を行った。さらに、平成23年3月に「北多摩北部保健医療圏健康危機管理計画」、「北多摩北部保健医療圏健康危機管理マニュアル」の全面改定、平成24年3月には「多摩小平保健所健康危機管理マニュアル」の改定を行った。

(2)　新型インフルエンザ等感染症対策

ア　背景

都は、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成19年3月に「東京都新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定し、発生段階に応じた適切な感染防止対策の整備を進めてきた。また、平成20年5月には、「東京都における新型インフルエンザ発生時の医療体制ガイドライン」を作成、平成21年4月に発生した新型インフルエンザ等感染症の経験を踏まえ、平成23年4月に改定、「新型インフルエンザ保健医療体制ガイドライン」に改称した。

平成25年4月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」施行に伴い、都は既に策定してきた行動計画等を一本化し、同年11月、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定した。

平成28年8月には、国の特措法及び都の行動計画を踏まえ、「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン」を改定し、直近では、国の備蓄方針の見直しに伴い令和5年3月に改定した。

イ　北多摩北部保健医療圏における取組

圏域に重篤な感染症の発生、又は感染症の拡大の恐れがある場合に、圏域内の医療機関、地区医師会など関係機関が連携し、感染症に関する住民の安全・安心の確保と地域の実情を踏まえた医療体制の確保を目的として、平成20年度に「北多摩北部健康危機管理対策協議会」の部会として「北多摩北部感染症医療体制確保部会（感染症医療体制ブロック協議会）」を設置した。

平成24年度には、同部会のもと「北多摩北部保健医療圏感染症地域医療確保計画」を策定した。

平成28年度には「新型インフルエンザ圏域医療ＢＣＰ検討分科会検討課題への対応案（まとめ）」の策定や、「北多摩北部保健医療圏感染症地域医療確保計画」の改定を行った。

令和7年度には、圏域市の新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）策定に当たり、圏域各市と行動計画策定に係る意見交換を行うための連絡会（全7回）を開催した。

〔表7-1〕北多摩北部圏域新型インフルエンザ等対策行動計画策定に関する連絡会の開催状況

会　議　名	開催年月日	議 事 内 容
北多摩北部圏域新型インフルエンザ等対策行動計画策定に関する連絡会	令和7年 4月21日 令和7年 5月20日 令和7年 6月18日 令和7年 7月22日 令和7年 8月20日 令和7年10月20日 令和8年 3月17日	圏域各市の行動計画改定に係る意見交換

(3)　新型コロナウイルス感染症対応

令和2年1月、都内での新型コロナウイルス感染症患者発生に伴い、都は令和2年1月30日「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「東京都本部」という。）」を設置した。令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国において「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置されたことに伴い、東京都本部についても、同法に基づく対策本部として位置づけられ、新型コロナウイルス感染症対策を行っていくこととなった。

令和2年2月1日、感染症法施行令改正により新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」に位置づけられたため、保健所による感染症指定医療機関への入院勧告、積極的疫学調査、住民等からの相談対応等が始まった。令和3年2月13日より法的位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」に変更されるとともに、宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置が講じられた。

令和3年7月から同年9月の第5波（デルタ株）では、当圏域でも自宅療養となった方が急増した。

更に、令和4年1月から3月の第6波（オミクロン株）では一日当たりの新規患者数が第5波の約3倍に、令和4年7月から9月の第7波(オミクロン株)では一日当たりの新規患者数が第5波の約10倍に上った。

令和4年9月8日には「With コロナに向けた政策の考え方」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が示され、感染拡大防止と社会経済活動の両立をより強固に推進していくこととされた。また、オミクロン株の特性を踏まえた感染症法上の取扱いの見直しも行われ、9月7日には陽性者の自宅療養期間の見直し、9月26日からは発生届の対象者が①65歳以上の者や、②入院を要する者等、4類型に限定された。

令和5年1月27日の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行した。当圏域においても医療機関や管内各市（関係機関）と調整して大きな混乱もなく5類感染症への移行が行われた。

(4)　多摩小平保健所健康危機対処計画

令和5年3月、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が改正され、保健所が健康危機に対応すると同時に地域保健対策の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な体制強化に向けた取組を着実に推進することが必要であることが明記された。また、地域における健康危機管理の拠点としての体制の整備に当たり保健所は、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、

感染症法に基づく予防計画や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県行動計画等を踏まえ、「健康危機対処計画」を策定することとされた。

また、令和6年3月に改定された東京都感染症予防計画（以下「予防計画」という。）において、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進し、感染症の発生時には地域における感染症危機管理の拠点として総合的に対応することとされている。

これらを踏まえて新興感染症発生時の速やかな有事体制へ切り替えや体制構築のための人材確保・育成、関係機関との連携等を盛り込んだ「東京都多摩小平保健所健康危機対処計画（感染症編）（以下「対処計画」という。）」を令和6年3月に策定した。

対処計画では、北多摩北部健康危機管理対策協議会及び北多摩北部感染症医療体制確保部会において、実践型訓練の検討や訓練の効果検証等を行い、必要に応じて対処計画の見直しを行うなど、新興感染症発生時対応の実効性を担保することとしている。

令和7年度は、北多摩北部感染症医療体制確保部会を開催するとともに、各種訓練・研修等を実施した。

〔表7-2〕北多摩北部感染症医療体制確保部会の開催状況

会　議　名	開催年月日	議 事 内 容
第1回北多摩北部感染症医療体制確保部会	令和7年8月4日 (オンライン開催)	・東京都新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について ・新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時における個別事例情報の公表の考え方について ・感染症対応研修・訓練計画（案）について ・新興感染症発生時対応訓練（案）の概要について ・情報伝達訓練の結果について
第2回北多摩北部感染症医療体制確保部会	令和8年1月19日 (オンライン開催)	・新興感染症発生時対応訓練について ・健康危機管理対策 研修・訓練（感染症）の実施結果等について

〔表7-3〕保健所主催の訓練・研修等の実施状況

訓練・研修名	開催年月日	参加者数	参加者	内容・備考
新興感染症等発生時対応図上訓練	令和7年12月11日	44人	医療機関（公立昭和病院、多摩北部医療センター他）・医師会・市・関係機関	・講義①「感染症危機管理とリスクコミュニケーション」 ・講義②「感染症と個人情報管理」 ・訓練①図上訓練「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」における発生段階「対応期（B～C-1）」を想定 ・訓練②課題提示によるディスカッション
情報伝達訓練	令和7年 7月 2日	54人	北多摩北部健康危機管理協議会委員及び感染症医療体制確保部会委員	関係機関との迅速かつ効率的な連絡体制の確保を目的とした、デジタルツール（WEB フォーム）を活用した情報伝達訓練
防護服（ＰＰＥ）着脱訓練	令和7年 4月23日 令和7年 9月18日 令和7年11月18日	24人 4人 10人	市・関係機関	感染症対応のための防護服の着脱訓練
おう吐物処理訓練	令和7年 7月18日	15人	市・関係機関	・おう吐物処理に関する講義及び実践 ・市町村支援研修「災害対策編」において実施
ＩＨＥＡＴ等応援職員研修	令和7年11～12月	10人	ＩＨＥＡＴ等保健所応援職員	健康危機管理の基本、感染症における積極的疫学調査、実地疫学に関する基礎知識等

8　受動喫煙防止対策

平成15年以来、健康増進法において、多数の者が利用する施設を管理する者に、受動喫煙の防止措置を講じる努力義務が設けられてきた。2020年（令和2年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催を一つの契機として受動喫煙対策の強化が図られ、平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」及び「東京都受動喫煙防止条例」が公布され、多数の者が利用する施設等の類型に応じて、その利用者に対し、一定の場所以外での喫煙を禁止する措置とともに、施設等の管理権原者が講ずる措置等が定められた。施行はそれぞれ段階的に行われ、令和2年4月1日に法律、条例とも全面施行された。

当保健所では、法令等に基づく受動喫煙防止対策の適切な推進のため、都民や各事業者に対する普及啓発を行うとともに、都民等からの通報を受け、個別に事業者等へ指導、助言を行っている。

(1)　普及啓発

管内の飲食店の店頭標識に関する訪問調査（主要駅周辺）及び架電調査を実施し、店舗に対して標識表示義務の周知・啓発を行った。また、令和7年5月に管内コミュニティバス、市庁舎、市地域センターへの都民向けポスター掲示を行った。

〔表8-1〕店頭標識見回り状況　（単位：件）

年度	地区	見回り店舗数	うち周知・啓発店舗数
令和7年度	5	334	160

〔表8-2〕架電調査状況　（単位：件）

年度	架電店舗数	禁煙店舗数	喫煙店舗数	対象外
令和7年度	1,054	939	85	30

(2)　相談・通報等対応

〔表8-3〕相談・通報等対応状況　（単位：件）

年度	総数	相談	通報・情報提供	電話による指導・助言	現地確認	窓口
令和7年度	89	53	36	206	4	1

(3)　喫煙可能室（店）設置施設の届出

一定の条件を満たした既存飲食店は、飲食等も可能な「喫煙可能室」を設置できる。保健所では、設置施設の届出の受理を行っている。

〔表8-4〕喫煙可能室届出状況　（単位：件）

年度	新規届	変更届	廃止届	飲食店廃業に伴う廃止	喫煙可能室設置施設数（令和7年度末）	うち全席喫煙店
令和7年度	21	1	1	6	251	251